

# 米原市道等における道路占用物の維持管理の徹底について

令和5年3月14日

## 1 占用物件の維持管理について

道路法第39条の8、米原市道路占用規則第6条の規定に基づき適切な維持管理（パトロール等）を行ってください。

道路占用物の適正な維持管理が行われているかを確認するため、道路管理者の指示があるときは、米原市道路占用規則第6条の規定に基づき占用物件確認書（様式3）を提出してください。

（占用物件の管理）

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。【道路法抜粋】

（占用物件の適正管理）

第6条 占用者は、占用物件を許可の内容、条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等によって道路管理上支障を来たさないよう十分な措置を講じなければならない。

2 占用者は、常に占用物件の安全確認を行い、市長から許可の内容、条件等に定める占用物件の安全性について指示があったときは占用物件確認報告書（様式第3号）により報告しなければならない。【米原市道路占用規則抜粋】

## 2 措置命令について

道路法施行規則第4条の5の5で定める基準に従って占用物件の維持管理を行っていないと認められる場合は、道路法第39条の9の規定に基づき措置命令を行います。

この命令を受けた場合は、速やかに道路維持に必要な対策を行ってください。

（占用物件の維持管理に関する基準）

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。【道路法施行規則抜粋】

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。【道路法抜粋】

## 3 道路管理者による応急措置について

工事施工命令を行ったとき、道路占用者において緊急な工事対応ができず道路の通行に支障を及ぼす場合は、道路管理者の判断により、道路管理者が必要な工事を行う場合があります。その場合占用者が負担すると認められる費用を道路法第58条の規定により請求する場合があります。

（原因者負担金）

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。【道路法抜粋】

## 【注意事項】

### (1) パトロールの実施

占有者は、占有物件の状況を確認するため、定期的にパトロールを行ってください。

### (2) マンホール等の道路上に見える施設の維持管理の徹底

下水道、電気、電話等のマンホール、地下式消火栓、空気弁、各種仕切弁のボックス、水路のボックス、柵など、占有物の一部が道路上に出ている場合、パトロールや通報により舗装面との段差が5 cm以上あると確認できる場合は、早急に占有者にて復旧してください。ただし、段差が5 cm以内であっても、道路管理者が危険と判断した場合は、復旧を指示する場合があります。

なお、復旧の方法は、米原市道路の掘削および復旧に関する工事の実施要領に基づき、復旧してください。

### (3) 管路施設埋設部（掘削深4 m未満の場合）

水管、下水管、電管、ガス管などの地下埋設物で掘削深が4 m未満の場合、占有物の埋設工事の時に掘削した範囲が維持管理の対象となります。そのため、周辺道路との段差が見られる場合は、占有者において早急に復旧してください。（復旧面積等の方法は、本復旧の基準とします。ただし、緊急対応等の仮復旧の場合については、その限りでない。）

なお、道路側溝などの道路構造物、消雪設備などがある場合は、現地の状況を確認し、占有物のみ原因と認められない場合は、協議により費用の一部を道路管理者が負担する場合があります。

### (4) 管路施設埋設部（掘削深4 m以上の場合）

水管、下水管、電管、ガス管などの地下埋設物で掘削深が4 m以上の場合で道路の損傷が発見された場合は、道路管理者と原因の解明と復旧に対する協議を行い、「重点箇所維持管理計画」（様式は任意）を作成して提出してください。

なお、復旧については、仮復旧施工とし、道路が損傷した原因が解決し、路面が安定してから本復旧を施工してください。

重点箇所維持管理計画には、即日復旧できないときの安全確保、迂回路対応、地元関係者への説明等を含め、道路占有者が責任をもって対応すべき内容を記載してください。

### (5) 除雪作業対策について

毎年、8月頃に各除雪委託業者へ路面状況確認調査を行っています。

それにより除雪作業に支障となる物件が発見されたときは、除雪業者から報告がありますので、原因となる占有者へ通知いたします。この通知を受け取った場合は、雪寒期間が始まる12月1日までに、占有者の責任において何らかの対策工事を行ってください。

なお、報告があっても関わらず、占有者で対策が行われない場合は、除雪で占有物に損傷があっても、占有者の責任といたしますので、ご承知ください。

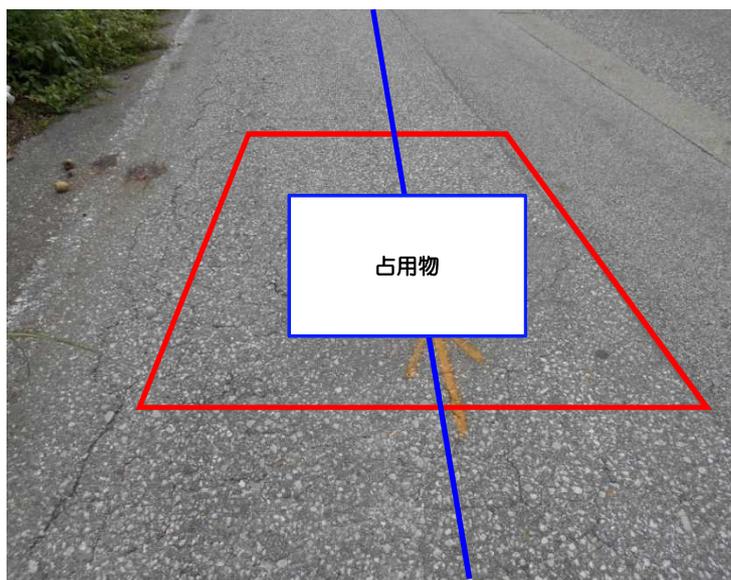
除雪作業で加入する保険では、明らかに占有物が維持管理されていない（マンホール等が路面に飛び出ている）場合は、保険対象外となる場合があります。その場合は占有者にて対応をお願いすることとなります。

(参考) 占有物が道路に影響を与えている事例

(例 1)

道路上にある占有物のまわりが沈下し道路に影響を与えている事例

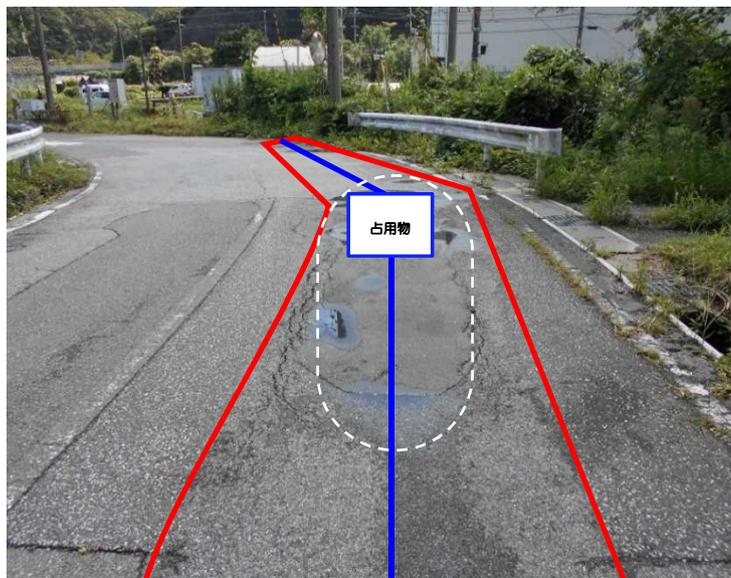
□ 掘削範囲  
-□ 占有物



(例 2)

地下埋設物の掘削部分のみが沈下して道路に影響を与えている事例

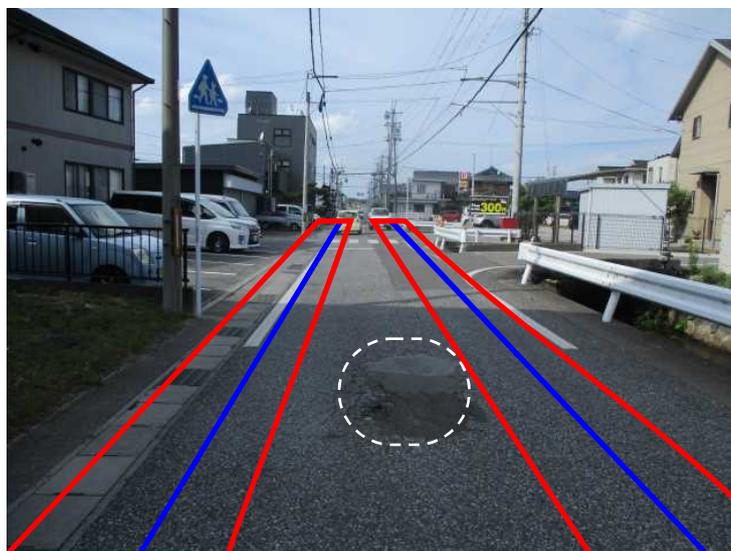
□ 掘削範囲  
-□ 占有物



(例 3)

占有物の埋設位置とは違う場所での陥没で地下埋設物の影響ではないと思われる事例

□ 掘削範囲  
-□ 占有物



〈実施要領、関係様式等〉

米原市公式ウェブサイトの道路等に関する申請書のページにある道路の復旧に関するところのところに、次の添付ファイルがあります。ご参照ください。

「米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領（PDF ファイル）」

「米原市道路の掘削および復旧する工事の実施要領（別紙 1）（Word ファイル）」

「米原市道路路面復旧基準（PDF ファイル）」

「米原市道路路面復旧基準（別紙）（PDF ファイル）」

◇米原市公式ウェブサイト〈 <https://www.city.maibara.lg.jp/> 〉

（産業・事業者 → 開発都市計画 → 道路等に関する申請書・道路の復旧に関すること）

○ 重点箇所維持管理計画に記載する事項

- 1 占有物件管理責任者の住所、氏名、連絡先
- 2 事案が発生した日時
- 3 事案が発生した場所
- 4 被害の状況
- 5 現状写真
- 6 原因と今後の対策
- 7 応急対応の方法
- 8 本復旧の方法
- 9 費用と補償
- 10 その他必要な事項

年 月 日

米原市長 様

住所  
氏名 印

占有物件確認報告書

占有物件の安全性について、下記のとおり確認しましたので、報告します。

記

占有物件の名称	占有物件の安全性	備 考 (確認方法等)

○添付書類

- ・ 占有物件の安全性のわかる資料等
- ・ 確認方法のわかる資料等
- ・ 確認した占有物件のわかる位置図および写真